



目 次

告 示	ページ
○公共測量の実施の通知（5件）（用地対策課）	1
○土砂災害警戒区域の一部の指定の解除（防災砂防課）	1
○土砂災害特別警戒区域の一部の指定の解除（ 〃 ）	1
公 告	
○土地改良区の役員の就退任（3件）（農業基盤課）	2
○土砂災害特別警戒区域における特定開発行為に関する対策工事等の完了（防災砂防課）	2
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	3
○警備員等に係る検定の実施（2件）	4
監査公表	
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果	5
入札公告	
○一般競争入札（平成28年度仮想化サーバ用共有ストレージの借入れ）の公告（警察本部会計課）	7
落札公告	
○落札者等の公告（教育委員会事務局生涯学習課）	8

告 示

高知県告示第632号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年6月3日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年7月12日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（用地測量）
- 作業期間
令和4年3月2日から同年10月31日まで
- 作業地域

幡多郡黒潮町

高知県告示第633号

高知県土木部安芸土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年6月7日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年7月12日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（路線測量）
- 作業期間
令和4年6月20日から同年10月12日まで
- 作業地域
安芸市柘ノ木

高知県告示第634号

高知県農業振興部幡多農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年6月10日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年7月12日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（基準点測量、現地測量）
- 作業期間
令和4年6月13日から同年12月15日まで
- 作業地域
宿毛市大深浦

高知県告示第635号

高知県農業振興部幡多農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年6月10日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年7月12日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 作業期間
令和4年6月13日から同年12月9日まで
- 作業地域
土佐清水市爪白

高知県告示第636号

高知県土木部幡多土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年6月15日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年7月12日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）
- 作業期間
令和4年6月1日から令和5年1月8日まで
- 作業地域
四万十市西土佐西ヶ方

高知県告示第637号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき令和3年6月29日に土砂災害警戒区域として指定した次の区域について、同条第6項の規定に基づき当該区域の一部の指定を解除する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年7月12日

高知県知事 濱田 省司

- 箇所番号
I-640
- 区域の名称
緑ヶ丘一丁目(2)
- 区域の所在地
南国市十市及び緑ヶ丘一丁目（別紙図面のとおりに）
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 土砂災害警戒区域としての指定を解除する区域
南国市十市及び緑ヶ丘一丁目の一部の区域（別紙図面のとおりに）
- 土砂災害警戒区域としての指定を解除する事由
区域の一部で土砂災害の防止に関する工事が行われ、法第7条第1項の政令で定める指定の基準を満たさなくなったため。

高知県告示第638号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき令和3年6月29日に土砂災害特別警戒区域として指定した次の区域について、同条第8項の規定に基づき当該区域の一部の指定を解除する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年7月12日

高知県知事 濱田 省司

- 箇所番号
I-640
- 区域の名称

緑ヶ丘一丁目(2)
 3 区域の所在地
 南国市十市及び緑ヶ丘一丁目(別紙図面のとおり)
 4 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 5 土砂災害特別警戒区域としての指定を解除する区域
 南国市十市及び緑ヶ丘一丁目一部の区域(別紙図面のとおり)
 6 土砂災害特別警戒区域としての指定を解除する事由
 区域の一部で土砂災害の防止に関する工事が行われ、法第9
 条第1項の政令で定める指定の基準を満たさなくなったため。

 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、高知市東部土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した
 役員の届出があった。
 令和4年7月12日

	高知県知事	濱田	省司
役名	氏名	住	所
(退任)			
理事	大野 哲	高知市五台山4879番地	
	野中 善清	〃 〃 2142番地	
	和田 稔	〃 〃 高須大谷2番9号	
	安岡 範文	〃 〃 高須新木5番38号	
	松村 泰孝	〃 〃 高須大島6番3号	
	横田 好平	〃 〃 高須絶海6番19号	
	松村 辰吉	〃 〃 高須大島7番6号	
	門脇 泰憲	〃 〃 葛島三丁目8番18号	
	山崎 隆啓	〃 〃 高須絶海5番1号	
	久保 康弘	〃 〃 屋頭647番地	
	谷 泰儀	〃 〃 大津乙551番地	
	山添真次郎	〃 〃 479番地	
	山地 勝弘	〃 〃 571番地	
	野中日出夫	〃 〃 介良乙3281番地	
	中島 正根	〃 〃 介良丙29番地	
	竹内 義昭	〃 〃 介良乙2922番地	
監事	田所 一清	〃 〃 屋頭641番地	
	戸田 正善	〃 〃 高須新木5番26号	
	津野 崇	〃 〃 高須大谷2番2号	
	野中 豊	〃 〃 大津乙576番地2	
(就任)			
理事	大野 哲	高知市五台山4879番地	
	山本 英介	〃 〃 2169番地	
	安岡 範文	〃 〃 高須新木5番38号	

〃	山崎 隆啓	〃	高須絶海5番1号
〃	横田 好平	〃	〃 6番19号
〃	加藤 邦彦	〃	高須1346番地
〃	松村 泰孝	〃	高須大島6番3号
〃	和田 稔	〃	高須大谷2番9号
〃	田所 清志	〃	屋頭648番地
〃	小松 孝明	〃	高須新町二丁目11番18号
〃	谷 泰儀	〃	大津乙551番地
〃	山地 勝弘	〃	〃 571番地
〃	山添真次郎	〃	〃 479番地
〃	野中日出夫	〃	介良乙3281番地
〃	竹内 義昭	〃	介良乙2922番地
〃	中島 正根	〃	介良丙29番地
監事	田所 一清	〃	屋頭641番地
〃	津野 崇	〃	高須大谷2番2号
〃	藤田 典弘	〃	介良乙2038番地6
〃	野中 豊	〃	大津乙576番地2
〃	高橋 康範	〃	高須新木2番32号
〃	高橋 尚裕	〃	福井町1474番地2

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、高知市潮江土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した
 役員の届出があった。
 令和4年7月12日

	高知県知事	濱田	省司
役名	氏名	住	所
(退任)			
理事	濱口 嚴啓	高知市孕西町132番地	
	熊澤 秀治	〃 〃 新田町6番30号	
	小松 淳一	〃 〃 潮新町一丁目2番35号	
	杉本 秀則	〃 〃 河ノ瀬町64番地	
	山中 伸一	〃 〃 塩屋崎町一丁目11番4号	
	岡本 一世	〃 〃 役知町18番3号	
監事	野崎 英夫	〃 〃 北高見町97番地	
	楠瀬 博之	〃 〃 役知町27番16号	
(就任)			
理事	濱口 嚴啓	高知市孕西町132番地	
	熊澤 秀治	〃 〃 新田町6番30号	
	小松 淳一	〃 〃 潮新町一丁目2番35号	
	山中 伸一	〃 〃 塩屋崎町一丁目11番4号	
	成岡 公男	〃 〃 新田町20番35号	
	杉本 有郷	〃 〃 河ノ瀬町64番地	
監事	楠瀬 博之	〃 〃 役知町27番16号	
	千頭 浩二	〃 〃 高見町33番地	

〃 島崎 健 〃 東秦泉寺247番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、高知市五台山東部土地改良区から次のとおり退任し、及び就
 任した役員の届出があった。
 令和4年7月12日

	高知県知事	濱田	省司
役名	氏名	住	所
(退任)			
理事	横田 正人	高知市五台山3036番地	
	横田 修明	〃 〃 2200番地	
	横田 昌幸	〃 〃 2209番地	
	北村 洋一	〃 〃 2185番地	
	鍋島 俊郎	〃 〃 介良丙446番地	
	藤本 青史	〃 〃 介良乙2688番地5	
	野中 清文	〃 〃 五台山2144番地	
監事	横田 彰	〃 〃 3053番地	
	横田 和秀	〃 〃 2203番地	
(就任)			
理事	横田 正人	高知市五台山3036番地	
	横田 修明	〃 〃 2200番地	
	横田 昌幸	〃 〃 2209番地	
	北村 洋一	〃 〃 2185番地	
	鍋島 俊郎	〃 〃 介良丙446番地	
	藤本 青史	〃 〃 介良乙2688番地5	
	野中 清文	〃 〃 五台山2144番地	
監事	横田 彰	〃 〃 3053番地	
	横田 和秀	〃 〃 2203番地	
	横田 青昌	〃 〃 2208番地	

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する
 法律(平成12年法律第57号)第18条第3項の規定により、特定開
 発行為に関する対策工事等の完了を次のとおり公告する。
 令和4年7月12日

	高知県知事	濱田	省司
1	開発区域又は工区に含まれる地域の名称		
	I-640 緑ヶ丘一丁目(2)		
2	特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名		
	高知市大原町109番地コーエイハイツランド201号 HI Z 株式会社 代表取締役 弘田 一博		
3	特定開発行為に関する対策工事等の検査済証の交付年月日		
	令和4年6月24日		

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第17号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和4年7月12日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

- 1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所
- (1) 警備業務の区分
 法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号業務」という。）
- (2) 種別
 ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
 イ 講習規則第6条第1項の講習（以下「追加取得講習」という。）
- (3) 実施期日
 ア 新規取得講習
 令和4年9月6日（火）から同月14日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の7日間
 イ 追加取得講習
 令和4年9月12日（月）から同月14日までの3日間
- (4) 実施場所
 吾川郡いの町天王北一丁目14番地
 高知県立高知青少年の家
- 2 受講者定員
 受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。
 (1) 新規取得講習 25人
 (2) 追加取得講習 5人
- 3 受講資格者
 (1) 新規取得講習
 受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。
 ア 最近5年間に3号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に

規定する1級の検定（3号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上3号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (2) 追加取得講習
 受講申込み時において、3号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。
- 4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法
 (1) 受講希望の事前申込み
 ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会（高知市本町二丁目3番31号L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。）で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書（以下「申込書」という。）により事前申込みを行うこと。
 イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ（ファクシミリ番号088-871-4760）により行う。
 ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。
- (2) 事前申込みの受付期間
 ア 令和4年8月8日（月）及び9日（火）の午前9時から午後4時までの間とする。
 イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。
 なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。
- (3) 受講予定者の確定方法
 ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。
 イ 受講予定者に確定した受講希望者には、令和4年8月10日（水）に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行

う。
 ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書（以下「受講申込確認書」という。）の交付を受けること。

- 5 受講申込手続
 受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。
 (1) 受講申込書等の提出期間
 令和4年8月15日（月）から同月17日（水）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。
 なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。
- (2) 受講申込書等の提出先
 高知県内に住所を有する者にあつては住所を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。
- (3) 提出書類
 ア 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真（受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真）を貼り付けたもの） 1通
 イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面 1通
 (ア) 3の(1)のイに該当する者にあつては、3号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
 (イ) 3の(1)のウに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し
 (ウ) 3の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
 (エ) 3の(1)のウに該当する者にあつては、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し
 (オ) 3の(1)のウに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
 ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている資格者証等の写し 1通
 エ 受講申込確認書 1通
- (4) 受講申込書等の提出方法
 受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。
 なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。
- 6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法

講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあっては38,000円、追加取得講習にあっては14,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

7 講習の委託

講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。

8 講習に関する問い合わせ先

- (1) 高知県警備業協会（電話番号088-824-3404）
- (2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備担当係

高知県公安委員会告示第18号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

令和4年7月12日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

1 検定を実施する警備業務の種別及び級

施設警備業務 1級

2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所

(1) 検定の実施日及び開始時間

令和4年10月26日（水）午前9時

(2) 検定の実施場所

高知市春野町芳原2485番地

高知県立春野総合運動公園陸上競技場

3 検定の実施予定人員

30人

4 受検資格者

高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 施設警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- (2) 高知県公安委員会から(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者として、施設警備業務1級検定受検資格認定書（以下「1級検定受検資格認定書」という。）の交付を受けた者

5 検定の方法

学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
- エ 施設警備業務の管理に関すること。
- オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

- ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
- イ 施設警備業務の管理に関すること。
- ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 検定の申請手続

検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。

(1) 検定の申請の受付期間

令和4年9月26日（月）から同月30日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。

(2) 検定申請書等の提出方法

検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。

なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類等

- ア 検定申請書 1通
- イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。）
- ウ 写真（検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚
- エ 4の受検資格者に該当することを疎明する次の書面 1通

(ア) 4の(1)に該当する者にあつては、施設警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面

(イ) 4の(2)に該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し

(4) 受検対象者の確定方法

受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。

(5) 受検票の交付

受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。

7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法

検定を受けようとする者は、検定手数料として、16,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。

なお、納付された検定手数料は、返還しない。

8 検定の実施に関し必要な事項

(1) 受検時の服装

警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。

(2) 持参品

- ア 受検票
- イ 筆記用具
- ウ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽
- エ マスク
- オ 昼食（学科試験に合格した場合に必要となる。）

9 検定の実施に関する問い合わせ先

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3024）又は県内の各警察署警備担当係

高知県公安委員会告示第19号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

令和4年7月12日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

1 検定を実施する警備業務の種別及び級

貴重品運搬警備業務 2級

2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所

(1) 検定の実施日及び開始時間

令和4年10月21日（金）午前9時

(2) 検定の実施場所

愛媛県松山市上野町甲650番地

えひめ青少年ふれあいセンター

3 検定の実施予定人員

10人

4 受検資格者

高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）とする。

5 検定の方法
 学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験
 ア 警備業務に関する基本的な事項
 イ 法令に関すること。
 ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両(以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。)並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
 エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験
 ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
 イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 検定の申請手続
 検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。

(1) 検定の申請の受付期間
 令和4年9月5日(月)から同月9日(金)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。

(2) 検定申請書等の提出方法
 検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。
 なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類等
 ア 検定申請書 1通
 イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通(現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。)
 ウ 写真(検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2枚

(4) 受検対象者の確定方法
 受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定

人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。

(5) 受検票の交付
 受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。

7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法
 検定を受けようとする者は、検定手数料として、16,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。
 なお、納付された検定手数料は、返還しない。

8 検定の実施に関し必要な事項
 (1) 受検時の服装
 警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装(ジャージ及びTシャツは、不可)とすること。
 (2) 持参品
 ア 受検票
 イ 筆記用具
 ウ 帽子(制服で使用している帽子、ヘルメット等)又は運動帽
 エ 雨着(雨天時に使用する。)
 オ マスク
 カ 昼食(学科試験に合格した場合に必要となる。)

9 その他
 この検定は、徳島県公安委員会、香川県公安委員会、愛媛県公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。

10 検定の実施に関する問い合わせ先
 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話番号088-826-0110内線3024)又は県内の各警察署警備係担当係

 監 査 公 表

監査公表第6号
 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があつたので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。
 令和4年7月12日
 高知県監査委員 様
 高知県知事
 定期監査の結果に対する措置結果について(通知)
 令和4年3月1日付け3高監報第14号で報告のありましたうえのことについて、指摘事項のあつた機関からの措置状況の報告を

もとに、地方自治法第199条第14項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 意見において措置を求められたもの
 1 意見
 財務事務の適正な執行を図るため、令和2年度から知事部局及び他の執行機関において、内部統制制度が導入された。
 この取組においては、業務レベルのリスク管理については、各機関においてリスク評価シートを作成し、リスクの識別・分類、分析・評価などを行うこととなっているが、定期監査で判明した不適正な事務処理については、各機関がその発生事実を把握しておらず、リスク管理が十分であるとはいえない状況である。
 ついては、定期監査の結果を踏まえ、当該リスクが発生した背景や原因の分析は当然のこと、内部統制の中で把握できていなかった原因について、分析も行い、各機関のリスクマネジメントの強化に努められたい。

2 意見に対する措置状況
 内部統制制度では、過去の定期監査や会計検査の指摘事項等を基に、あらかじめリスク評価シート(以下「シート」という。)に各所属に共通する認識すべき代表的なリスク(以下「共通リスク」という。)の内容を明記し、各所属においてそれぞれの対応策を策定することにより、適切な運用を図ることとしています。
 また、共通リスク以外に、各所属において過去に定期監査や会計検査等で指摘を受けた事項など、リスクとして認識しておくべきものについては、個別リスクとして記載し、対応策を策定することとしています。
 加えて、これまでの定期監査の指摘事項や各所属長から提出されたてん末書や経過書が作成された案件など、不適切な事務処理を一覧表として作成、配付することで、発生リスクに対する各所属の自己点検機能を強化し、同様の誤りを繰り返すことがないように取り組んでいるところです。
 しかしながら、この度、複数の所属において、他の所属で発生した事案と同様の不適切な事務処理について指摘を受けるに至りました。各所属においては、シートに記載している共通リスクや自所属で指摘を受けた事案についてはリスクとして認識し、対応策を策定しているものの、他の所属が指摘を受けた事項について、自所属でも同様の事案が起りうる可能性を含め、リスクとして認識することが十分にできていなかったことが原因として考えられます。
 このため、令和3年度内部統制の最終評価の際に、定期監査における指摘事項について、自所属において同様の事案が発生していないか確認のうえ、最終評価を確定することとしました。

<p>併せて、「高知県内部統制事務処理要領」を改正し、シートを作成する際には、他所属を含め過去の監査で指摘を受けた案件について自所属と同様の事案の発生可能性がないか確認し、あらかじめリスクとして認識すべきものについては対応策を検討することとしました。</p> <p>また、共通リスクについても、引き続き、監査の指摘事項などを踏まえて、定期的に見直しを行うなど、リスクマネジメントの強化に努めます。</p> <p>第2 指摘事項の該当機関</p> <p>1 子ども・福祉政策部療育福祉センター</p> <p>(1) 指摘事項</p> <p>令和2年12月に1日も出勤していない職員に対して、本来支給することができない同月分の通勤手当を支給していた。</p> <p>これは、職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができないと定めた、通勤手当に関する規則（昭和33年高知県人事委員会規則第10号）第15条の規定に反する不適切な事務処理である。</p> <p>速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>(2) 原因又は理由</p> <p>当該事務処理については、月の初日から下旬まで病欠休暇を取得していた職員が、引き続き月末まで年次有給休暇を取得し、結果として当該月には1日も出勤実績がなかったにもかかわらず、勤務実績管理システムにおける通勤手当の不支給の手続きができていませんでした。</p> <p>本来であれば、翌月の当初に、管理職員が勤務実績管理システムの月締処理において、前月分の登録の変更をする必要がありました。</p> <p>その際に、当該システムにおいて出勤簿の情報と登録した内容が一致しない職員として表示されるところ、所属には変則勤務の職員が複数おり、それらの職員も毎月表示されるため、当該職員が表示されていたことに気づかず、変更登録ができていなかったものです。</p> <p>(3) 措置状況</p> <p>本事案については、指摘後、令和3年12月に戻入処理を完了しています。</p> <p>今後は、管理職員が、職員の休暇管理を適切に行うことはもちろんのこと、勤務実績管理システムにおける月締処理をする際には、その内容を複数の職員で確認し、当該手続きにおける遺漏を防止します。併せて、当該手当が支給される際の月例報告においても、再度、複数の職員で確認</p>	<p>するなど、再発の防止に努めます。</p> <p>2 商工労働部工業技術センター</p> <p>(1) 指摘事項</p> <p>令和2年度及び令和3年度の複数年に工期を設定した工業技術センター空調改修電気設備工事及び工業技術センター空調改修機械設備工事において、令和2年度分の支払限度額の支出に必要な出来高検査を実施していなかった。</p> <p>これは、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならぬと定めた、地方自治法第234条の2第1項の規定に反する不適切な事務処理である。</p> <p>再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>(2) 原因又は理由</p> <p>当該工事は当初の完了予定が5月であったものの、想定より円滑に進行し、令和3年4月に完了したものです。このため令和2年度分出来高検査の時期（令和3年3月末）と令和3年度分完了検査の時期（令和3年4月初）が同時期になったことから、1回にまとめて検査を行うことができると誤った理解をしたことにより、令和2年度分の出来高検査を省略していたものです。</p> <p>(3) 措置状況</p> <p>今後は、まずは所長が契約事務の重要性を再認識し、より一層の注意を払い、チェック機能が働くよう、再発防止に取り組みます。</p> <p>その上で、会計事務のポイントやチェックシートを活用し、必要に応じて会計管理課に確認するなど、適正な事務処理の執行に努めます。</p> <p>3 土木部中央東土木事務所</p> <p>(1) 指摘事項</p> <p>ア 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）第2条に規定する第1号会計年度任用職員に該当する職員の欠勤処理を失念し、本来減額すべき報酬を出勤として処理していたため、過払になっていた。</p> <p>これは、第1号会計年度任用職員が勤務しないときは、常勤の職員の例により減額した報酬を支給すると定めた、同条例第25条の4の規定に反する不適切な事務処理である。</p> <p>速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>イ 高知空港緑の広場管理運営委託業務において、業務完了後に行うべき検査を行っていなかった。</p> <p>これは、契約の適正な履行を確保するため必要な検査をしなければならないと定めた、地方自治法第234条の2第1項の規定に反する不適切な事務処理である。</p> <p>速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け</p>	<p>必要な措置を講じられたい。</p> <p>(2) 原因又は理由</p> <p>ア 令和2年11月分の勤務状況報告書の処理において、欠勤が生じた際に添付を行うこととしていた証拠書類の添付が抜かっており、決裁の過程において、チェック機能が働かず、過払いになったものです。</p> <p>イ 当該委託業務は、四半期毎の業務内容を確認し、概算払を行っており、業務終了後に行うべき検査については、相手方から提出される業務報告書及び収支精算書の確認を行うことで足りると認識し、検査を行っていなかったものです。</p> <p>(3) 措置状況</p> <p>ア 本事案発覚後、事務処理方法について、総務事務センターに確認のうえ、当該職員の令和3年10月分の報酬額から過払分となっていた額を減額し精算しました。</p> <p>今後は、勤務状況報告書を決裁する過程では、欠勤の有無にかかわらず、報告対象者全員の証拠書類を添付することとし、総務課長及び次長がその記載内容を突合することで、再発防止に努めます。</p> <p>イ 令和3年10月29日に当該業務に係る完了検査及び額の確定を行いました。なお、概算払で支払済みの委託料に変更はありませんでした。</p> <p>この事案について、当該所属の課長会で共有し、所内全員に完了検査及び額の確定の重要性を再度徹底するとともに、今後は、概算払を行う委託契約について、事務処理の年間スケジュールを作成し、その中に見積徴収から検査、額の確定等の各工程の処理状況について進捗確認欄を設け、担当課長及びチーフが確認を行うことで、再発防止に努めます。</p> <p style="text-align: right;">3 高企病第864号 令和4年3月30日</p> <p>高知県監査委員 様</p> <p style="text-align: right;">高知県公営企業局長</p> <p>定期監査の結果に基づく措置状況について（通知）</p> <p>令和4年3月1日付け3高監報第14号で報告のありました、監査結果に対する措置状況を、下記のとおりに通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>機関名：幡多けんみん病院</p> <p>1 指摘事項</p> <p>令和2年5月に1日も出勤していない職員、同年7月に1日も出勤していない職員及び同年10月に1日も出勤していない職員に対して、本来支給することができない通勤手当を支給していた。</p> <p>これは、高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年高知県企業局管理規程第2号）第2条第1項に</p>
---	--	---

において、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例によると定められており、職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができないと定めた、通勤手当に関する規則第15条の規定に反する不適切な事務処理である。

速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

2 措置状況

通勤手当支給を除外（通勤手当のカット）する作業は、月例報告時（月初）に県立病院課へ提出する「給与資料」を基に行っています。この「給与資料」を作成する際のバックデータとなるものとして、「産休・育休者リスト」や「病気休暇者リスト」を作成しています。それらのリストは職員からの届出の都度、担当がデータ入力または記載することとしています。

今回の不適切な事務処理がなされた原因は2つあります。1つ目は、上記バックデータとなるリストへの入力、記載漏れ、バックデータから「給与資料」を作成する際の見落としがあり、その作業手順の徹底、チェック体制が十分に機能していなかったことです。2つ目は、通勤手当支給の除外について前月出勤状況確認後（出勤簿と休暇届の突合）に通勤手当除外者との照合する仕組みができていなかったことです。

こうした誤った事務処理を繰り返すことのないよう、バックデータの作成段階からの作業手順を徹底し、チェック体制の強化、出勤状況確認後の照合を実施します。具体的には、バックデータの入力、記載時の作業手順を担当間で再確認し、入力・記載した担当とチーフで複数回確認するなどチェック体制を強化します。「給与資料」のチェックも、担当が自部署のみを確認するのではなく、全ての内容を複数の職員でチェックする作業手順に変更します。出勤状況確認後の照合の方法としては、毎月出勤簿と休暇届を突合した後（勤務管理システム対象者分も含む）、1ヶ月勤務がなかった者のリストを作成し、そのリストと給与資料の照合を実施します。

3 高教政第1089号

令和4年3月28日

高知県監査委員 様

高知県教育長

定期監査の結果に基づく措置状況について（通知）
令和4年3月1日付け3 高監報第14号で報告のありました定期監査の結果に基づく措置状況等について、下記のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

機関名：高岡高等学校

1 指摘事項

令和2年度3月分の証紙収入（入学手数料）において、振替要求を行っていなかったため、令和3年度に過年度収入として処理しているものがあった。

これは、歳入の会計年度所属区分について、随時の収入で、通知書等を発しないものは、これを領収した日の属する年度とすることを定めた、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第142条第1項第3号の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

2 原因又は理由

事務担当者が証紙振替要求確認書の作成を失念し、そのことを決裁者等が確認できていなかったことによるものです。

3 措置状況

高知県証紙収入事務取扱要領に規定する振替要求の認識が欠けていたことが原因であることから、当該事務処理についての重要性・必要性を職員一人ひとりが再認識し、「会計事務ハンドブック」（会計管理課作成）を参考に事務処理手順を事務室内で周知徹底しました。

今後は、証紙振替要求確認書の作成の有無について、事務担当者及び事務長など複数の職員で確認を行うことにより再発防止に努めます。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年7月12日

高知県警察本部長 熊坂 隆

1 入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量

平成28年度仮想化サーバ用共有ストレージ 一式

(2) 借入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 借入物品の借入期間

令和4年12月1日から令和9年11月30日まで

(4) 借入物品の借入場所

高知県警察本部警務部情報管理課が指定する場所

(5) 入札方法

ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料の月額を入札書に記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるも

のとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前はこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「令和3～令和5年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和3年度から令和5年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和2年10月高知県告示第810号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。

(5) 入札説明書に示した借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8544

高知市丸ノ内二丁目4番30号

高知県警察本部警務部会計課用度係

電話番号088-826-0110（内線2252）

(2) 入札説明書の交付方法

令和4年7月12日（火）から同年8月12日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法

律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年8月29日(月)午後1時30分

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和4年8月26日(金)午後5時までに(1)の入札説明書の交付場所に必着すること。

イ 場所

高知市丸ノ内二丁目4番30号 高知県警察本部2階201会議室

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した借入物品の機能等証明書及び借入物品を納入することができることを証明する書類を令和4年8月12日午後5時までに3の(1)の入札説明書の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法等

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この

一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和4年8月5日(金)午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: Shared storage for 2016 virtual servers

(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Friday 12 August 2022

(3) Date and time for tender (by hand): 1:30 P.M. on Monday 29 August 2022

(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive at the division noted in (5) by 5:00 P.M. on Friday 26 August 2022

(5) Contact: Supplies Section, Accounting Division, Department of Police Administration, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544

Tel: 088-826-0110 (ext. 2252)

(6) Others: As in the tender documentation

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和4年7月12日

高知県教育長 長岡 幹泰

1 落札に係る借入物品の名称及び数量

ネットワーク機器 一式

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

高知県立図書館 高知市追手筋二丁目1番1号 オーテピア4階

3 落札者を決定した日

令和4年5月10日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号

5 落札金額

月額 2,127,400円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 政令第6条の公告をした日

令和4年3月25日